

令和 8 年 1 月 10 日

組合員 各位

宮古漁業協同組合

なまこ漁の口開けについて

標記につきまして、下記要領にて「なまこ」の口開けを致します。

- 1、 口 開 日 : 第1回目 令和 8年 1月11日(日)
第2回目以降は、毎週「日曜日」「水曜日」の指定日口開け
最終口開け日は、令和 8年 2月 25日(水)
 - 2、 操 業 時 間 : (第 1 回 目)午前7時 ~ 正午(12時)まで
(第2回目以降)日の出より正午まで
 - 3、 漁 具 : 鏡、二本かぎ、三本かぎ、たも(目合い2寸目(6cm)以上)
 - 4、 規 格 : **100g/個以上**
改正漁業法(罰則の強化)令和2年12月1日施行
100g未満の違反行為による採捕で検挙された場合「特定水産動植物の採捕」罰則の対象になる場合がありますので、ご注意願います。(罰則:3年以下の懲役又は3千万円以下の罰金)
 - 5、 共 販 受 取 日 : 令和8年1月13日(火)より毎週火曜日
最終受取日は、令和8年2月24日(火)
受取時間 午前9時30分~午前10時30分
受取場所 宮古市魚市場(仕切番号⑯番)
※ 海水を入れた容器で搬入して下さい。
 - 6、 宮古市魚市場出荷 : 個人での選別・出荷となります。
透明なビニール袋に「なまこ」と「海水」を詰め出荷して下さい。
(100g未満のなまこは絶対に入れないこと)
出荷期限は、口開け日(採捕日を含む)から1週間以内
宮古市魚市場最終出荷日は、令和8年3月3日(火)
- ※操業時トラブル発生の場合の連絡先:
【漁協ビル 62-1234】又は【鍬ヶ崎支店 62-1577】へ